選挙運動用自動車運送契約書

境町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　　公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用する。

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　　１台

４　使用期間　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日まで　　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　　円　（内訳）１日　　　　　円×　　日間

（消費税及び地方消費税を含む）

６　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

７　その他

　　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

（２）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（３）乙がこの契約に違反したとき。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　境町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車車輌賃貸借契約書

境町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車について、次のとおり借入れ契約を締結する。

１　使用目的　　　公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用する。

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　　１台

４　使用期間　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日まで　　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　　円　（内訳）１日　　　　　円×　　日間

（消費税及び地方消費税を含む）

６　使用上の義務等

　　甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

８　その他

　　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

（２）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（３）乙がこの契約に違反したとき。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　境町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

境町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

２　供給場所　　　所在地

　　　　　　　　　名　称

３　供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号又は車両番号

４　契約金額　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む）

　（内訳）単価１㍑当たり　　　　　円×　　㍑

　　ただし、乙は供給期間中、甲に対して供給時の店頭価格により選挙運動用自動車の燃料を供給するものとし、各供給時の店頭価格と供給量の実績に基づき算定した額の累計額が上記の契約金額と異なる場合には、その累計額をもって契約額とする。

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

６　その他

　　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

（２）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（３）乙がこの契約に違反したとき。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　境町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車運転契約書

境町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日まで　　　　日間

原則として、毎日　　時　　分から　　時　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　　　円　（１日につき　　　　　円）

（消費税及び地方消費税を含む）

３　運転する車輌の登録番号又は車両番号

４　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

５　その他

　　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

（２）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（３）乙がこの契約に違反したとき。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　境町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ビラ作成契約書

境町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　公職選挙法第１４２条第１項第７号に定める選挙運動用ビラ

２　数　　量　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む）

　（内訳）単価　　　　円　　　　銭×　　　　　枚

４　納入期限　　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

６　その他

　　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

（２）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（３）乙がこの契約に違反したとき。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　境町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ポスター作成契約書

境町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　公職選挙法第１４３条第１項第５号に定めるポスター

２　数　　量　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む）

　（内訳）単価　　　円　　　銭×　　　　枚

４　納入期限　　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、境町議会議員及び境町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、境町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、境町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は境町には請求ができない。

６　その他

　　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

（２）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（３）乙がこの契約に違反したとき。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　境町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印